

議案第36号

さいたま市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市事務分掌条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年2月4日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市事務分掌条例の一部を改正する条例

さいたま市事務分掌条例（平成14年さいたま市条例第74号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(局等の設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次に掲げる局等を設けるものとする。</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p><u>市民局</u></p> <p><u>スポーツ文化局</u></p> <p>[略]</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第2条 前条の局等の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>都市戦略本部</p> <p>(1) [略]</p> <p><u>(2) 市政の総合計画に関すること。</u></p> <p><u>(3) 重要事項の調査及び企画に関すること。</u></p> <p>(4) [略]</p>	<p>(局等の設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次に掲げる局等を設けるものとする。</p> <p>[略]</p> <p><u>政策局</u></p> <p>[略]</p> <p><u>市民・スポーツ文化局</u></p> <p>[略]</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第2条 前条の局等の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>都市戦略本部</p> <p>(1) [略]</p> <p>[略]</p> <p>(2) [略]</p> <p><u>政策局</u></p> <p><u>(1) 市政の総合計画に関すること。</u></p> <p><u>(2) 重要事項の調査及び企画に関すること。</u></p>

<p>総務局</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p><u>(3) 危機管理に関すること。</u></p> <p>(4) [略]</p> <p>[略]</p> <p>市民局</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p><u>(3) 区政に関すること。</u></p> <p>スポーツ文化局</p> <p><u>(1) スポーツの振興に関すること。</u></p> <p><u>(2) 文化の振興に関すること。</u></p> <p>[略]</p>	<p>総務局</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>[略]</p> <p>市民・スポーツ文化局</p> <p>(1) [略]</p> <p><u>(2) 市民文化に関すること。</u></p> <p><u>(3) 区政に関すること。</u></p> <p>(4) [略]</p> <p><u>(5) スポーツの振興に関すること。</u></p> <p>[略]</p>
--	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
(さいたま市総合振興計画審議会条例の一部改正)
- 2 さいたま市総合振興計画審議会条例（平成14年さいたま市条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(庶務)</p> <p>第7条 審議会の庶務は、<u>都市戦略本部</u>において処理する。</p>	<p>(庶務)</p> <p>第7条 審議会の庶務は、<u>政策局</u>において処理する。</p>

(さいたま市本庁舎整備審議会条例の一部改正)

- 3 さいたま市本庁舎整備審議会条例（平成24年さいたま市条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(庶務) 第6条 審議会の庶務は、 <u>都市戦略本部</u> において処理する。	(庶務) 第6条 審議会の庶務は、 <u>政策局</u> において処理する。

（さいたま市行政区画審議会条例の一部改正）

- 4 さいたま市行政区画審議会条例（平成13年さいたま市条例第289号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(庶務) 第5条 審議会の庶務は、 <u>市民局</u> において処理する。	(庶務) 第5条 審議会の庶務は、 <u>市民・スポーツ文化局</u> において処理する。

（さいたま市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正）

- 5 さいたま市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年さいたま市条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(指定管理者審査選定委員会の設置)</p> <p>第8条 市長等の諮問に応じ、指定管理者の候補者の選定について審査するため、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める指定管理者審査選定委員会（以下この条において「委員会」という。）を設置する。</p> <p>(1) <u>市民局が所管する施設</u> <u>さいたま市市民局指定管理者審査選定委員会</u></p> <p>(2) <u>スポーツ文化局が所管する施設</u> <u>さいたま市スポーツ文化局指定管理者審査選定委員会</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) [略]</p> <p>(8) [略]</p> <p>2～7 [略]</p>	<p>(指定管理者審査選定委員会の設置)</p> <p>第8条 市長等の諮問に応じ、指定管理者の候補者の選定について審査するため、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める指定管理者審査選定委員会（以下この条において「委員会」という。）を設置する。</p> <p>(1) <u>市民・スポーツ文化局が所管する施設</u> <u>さいたま市市民・スポーツ文化局指定管理者審査選定委員会</u></p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) [略]</p> <p>2～7 [略]</p>

(さいたま市市民・スポーツ文化局指定管理者審査選定委員会に関する経過措置)

6 この条例の施行の際現にこの条例による改正前のさいたま市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第8条第1項第1号に規定するさいたま市市民・スポーツ文化局指定管理者審査選定委員会の委員（市職員である委員を除く。）である者は、この条例の施行の日にこの条例による改正後のさいたま市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第8条第1項第1号に規定するさいたま市市民局指定管理者審査選定委員会及び同項第2号に規定するさいたま市スポーツ文化局指定管理者審査選定委員会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、この条例による改正後のさいたま市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第8条第4項本文の規定にかかわらず、平成27年7月10日までとする。

(さいたま市しらさぎ荘の活用に係る事業者選定委員会条例の一部改正)

7 さいたま市しらさぎ荘の活用に係る事業者選定委員会条例（平成26年さいたま市条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(庶務) 第6条 委員会の庶務は、 <u>市民局</u> において処理する。	(庶務) 第6条 委員会の庶務は、 <u>市民・スポーツ文化局</u> において処理する。

(さいたま市消費生活条例の一部改正)

8 さいたま市消費生活条例（平成18年さいたま市条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(庶務) 第38条 審議会の庶務は、 <u>市民局</u> において処理する。	(庶務) 第38条 審議会の庶務は、 <u>市民・スポーツ文化局</u> において処理する。

(さいたま市スポーツ振興審議会条例の一部改正)

9 さいたま市スポーツ振興審議会条例（平成13年さいたま市条例第134号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(庶務) 第8条 審議会の庶務は、 <u>スポーツ文化局</u> において 処理する。	(庶務) 第8条 審議会の庶務は、 <u>市民・スポーツ文化局</u> に おいて処理する。